

自己資本の構成に関する開示事項(平成26年3月期)

平成26年金融庁告示第7号に基づく「自己資本の構成に関する開示事項」は、以下の通りであります。

【連結】		(単位：百万円、%)
項目		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	344,776	
うち、資本金及び資本剰余金の額	72,405	
うち、利益剰余金の額	275,845	
うち、自己株式の額(△)	1,204	
うち、社外流出予定額(△)	2,269	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	-	
うち、為替換算調整勘定	-	
うち、退職給付に係るものの額	-	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	453	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	120	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	120	
うち、適格引当金コア資本算入額	-	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	50,000	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	61	
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	6,105	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	401,517	
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	-	2,119
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	-	2,119
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	16,025	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	32
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	16,025	
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	385,492	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	2,840,300	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 69,281	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	2,119	
うち、繰延税金資産	-	
うち、退職給付に係る資産	-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 71,510	
うち、上記以外に該当するものの額	109	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	148,913	
信用リスク・アセット調整額	-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	2,989,214	
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ)÷(ニ))	12.89	

【単体】

(単位：百万円、%)

項目		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	338,843	
うち、資本金及び資本剰余金の額	72,405	
うち、利益剰余金の額	269,909	
うち、自己株式の額(△)	1,204	
うち、社外流出予定額(△)	2,267	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	453	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	10	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	10	
うち、適格引当金コア資本算入額	-	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	50,000	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	61	
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 389,368	
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	-	2,060
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	-	2,060
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	20,011	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	32
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 20,011	
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))	(ハ) 369,356	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	2,830,406	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 69,340	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	2,060	
うち、繰延税金資産	-	
うち、前払年金費用	-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 71,510	
うち、上記以外に該当するものの額	109	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	141,893	
信用リスク・アセット調整額	-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 2,972,300	
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	12.42	